

公園施設管理システム導入、運用保守業務
にかかる仕様書

令和3年8月

広島市

目次

1	業務名	1
2	業務目的	1
3	業務委託内容	1
4	契約履行期間	1
5	履行場所	1
6	導入部署等	1
7	移行するデータ	2
8	システム要件	2
9	研修に関する要件	4
10	導入に関する要件	5
11	データ移行要件	5
12	運用・保守に関する要件	5
13	納品成果物	7
14	プロジェクト管理	7
15	業務の引継に関する事項	7
16	スケジュール	8
17	留意事項	8
18	その他	8

1 業務名

公園施設管理システム導入、運用保守業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、公園施設管理システム（以下「本システム」という。）の導入により、公園の維持管理の質の向上及び職員の業務負担の軽減を図ることを目的とし、本システムの構築及び、これに伴う付帯作業を委託する。

3 業務委託内容

主な業務委託内容は次のとおりとする。

- (1) 市が設置するサーバ（以下「統合用サーバ」という。）での利用環境の提供
- (2) システム構築作業（基本設計、詳細設計、システム構築）
- (3) 運用テスト
- (4) 受入テスト
- (5) 各種操作マニュアルの作成
- (6) 操作研修会の実施
- (7) 運用及び保守の実施
- (8) その他、本業務に必要なすべてのもの

4 契約履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

- ・ システムの構築（～令和4年3月31日）
- ・ システムの運用・保守（令和4年4月1日～令和8年3月31日）

5 履行場所

広島市役所（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）及びその他本市が指定する場所

6 導入部署等

本システムの導入を予定している部署及び使用するPC台数等は下表のとおりである。

導入予定課	管理公園数（箇所）	使用職員（人）	使用PC（台）
緑政課	5	2	2
公園整備課	5	2	2
中区維持管理課	64	5	5
東区維持管理課	143	5	5
南区維持管理課	118	5	5
西区維持管理課	168	5	5
安佐南区維持管理課	253	5	5
安佐北区維持管理課	206	5	5
安芸区維持管理課	87	5	5
佐伯区維持管理課	197	5	5

上記は公示時点における想定であり、今後小規模な変動がありうる。

7 移行するデータ

本システムに移行するデータは下表のとおり。詳細は本市と協議の上、決定するものとする。なお、下表に示した件数は概算である。

主な移行データ	形式	件数	備考
公園台帳	Excel	約 1, 3 0 0 件	
各種図面	TIF, JPEG, PDF等	約 1, 6 0 0 件	
施設の点検結果履歴	Excel	約 2, 6 0 0 件	
広島市公園施設長寿命化計画	Excel	約 3, 7 0 0 件	
公園・緑地バリアフリー状況	Excel	1 0 件	
遊具管理表	Excel	9 件	
指定管理者情報	Excel	9 件	
報奨金制度登録状況	Excel	8 件	
公園再生事業活動履歴	Excel	8 件	
要望等対応履歴	Excel	3 0 件	
占用台帳	Excel	9 件	

8 システム要件

(1) 基本要件

ア 地方自治法第 2 5 2 条の 1 9 に定める指定都市又は同法 2 5 2 条の 2 2 に定める中核市で導入実績があるシステムであること。

イ 本システムは、以下の条件で本市が提供する統合用サーバでの運用が可能であること。なお、サーバハードウェア及びOS環境に関しては、本市と十分に協議したうえで、本システムを導入するものとする。

ウ バックアップは、統合用サーバで取得する。

エ 本システムについては、本市が運用する「統合型地理情報システム(以下、GISという。)」と連携するものとする。システム連携の方法については、本市及びGIS運用業者と協議し、承認を得たうえで行うものとする。

また、システム連携に係る費用は、本業務内で見込むものとする。なお、システム連携に係るGIS改修は行わないものとする。

(2) 動作環境

本システムは、以下の条件で本市が提供する仮想化基盤(統合用サーバ)上に構築し、運用すること。なお、割り当てられるリソース及びOSに関しては、本市と十分に協議したうえで、本システムを構築するものとする。

また、本システムを本市の統合用サーバ上に構築するため、統合用サーバ全体分のライセンスが必要となるようなソフトウェアを導入する場合などは注意すること。

項 目	仕 様
統合用サーバから割り当てられるリソース	原則、以下を最大値とし、最小のスペックで運用を開始する。 CPUコア数：4コア（※1） メモリ：4GB ハードディスク：300GB
OS	Windows2016（※2）又は、CentOS 7以上
稼動サービス	Webサーバ、データベースサーバ

（※1）現在の統合用サーバのCPUのスペックはIntel Xeon 2.5GHzである。

（※2）Windows Server 2016 Datacenter Edition(64bit)であれば、本市で準備する。

(3) 使用端末

本システムを利用する庁内LAN端末のスペックを以下に示す。なお、下表の2種類の端末が混在していることに留意すること。

【庁内LAN端末①】

区 分	種 別
CPU	Intel Celeron
メモリ	4GB
OS	Windows 10 Pro
ブラウザ	Internet Explorer 11 及びEdge

【庁内LAN端末②】

区 分	種 別
CPU	Intel Core i3 又は AMD Ryzen 3
メモリ	4GB
OS	Windows 10 Pro
ブラウザ	Internet Explorer 11 及びEdge

(4) 個別機能要件

本システムが備えるべき機能要件は別紙1「公園施設管理システム機能要件一覧」を参照すること。

(5) セキュリティ要件

ア 本システムについて、機密性・完全性・可用性に配慮し、情報の漏えいや障害の発生の防止、データの消失の防止を図った構成とすること。

イ データにアクセス許可された利用者だけが、情報にアクセスすることができるよう、機密性を確保すること。

ウ 誤操作を行った場合にも、安易にデータが消去されてしまうことのないよう、必要な措置を講ずること。

エ 本システムの運用中に何らかの障害、トラブル等が発生した際に、その原因が受注者により追跡可能となるよう、必要な各種ログを出力可能とすること。

オ 不正プログラム対策として、不正プログラム対策ソフトウェアをインストールし、業務に負荷が生じない時間帯で定期的なフルスキャンをスケジューリングすること。

カ 本システムについて、OSやミドルウェア等のサポート切れとなるようなソフトウェアを用いないこと。

(6) 信頼性要件

システム稼働率について、保守等による点検時間を除き99.5%を満たすことを考慮した構成であること。
なお、システム障害等の復旧に要する時間は24時間程度であること。

(7) システムレスポンスに関する要件

ア 画面遷移

登録処理や操作画面の切替え時間はおおむね1秒以内とする。

イ 検索性能

データベースを検索し、表示するまでの時間は3秒を超過しないこと。

ウ 最大同時接続数

最大44台のパソコンが同時接続した場合でも上記性能を満たすこと。

エ バッチ処理

バッチ処理時間は30分以内とする。

上記のア～エについて、想定した性能を満たさない場合（ネットワーク及び利用者端末に起因するものを除く）には原因の切り分けを行い、必要な対応について発注者や関係事業者と連携し、必要な支援を行うこと。

(8) システムの要件定義等

本システムの要件定義等の段階において、区役所の担当職員を対象に本システムの有する機能等についてデモを行い、要件定義を行うこと。なお、デモ会場に関しては発注者が用意する。

9 研修に関する要件

(1) 研修要件

本市本庁及び各区役所の本システム利用者に対して、本システムの運用及び操作研修を発注者が指定する場所で必要時に実施すること。想定している研修区分は下表のとおりである。効果的な研修が可能な場合には提案すること。なお、研修会場に関しては発注者が用意する。

<システム研修>

受講対象	実施時期	実施回数等
本庁職員	システム稼働前 (令和3年度)	1日(6時間)構成とし、 4名×1回実施
各区維持管理課職員	システム稼働後 (令和4年度～7年度)	半日構成(3時間)とし、 以下を開催 令和4年度： 15名程度※×3回 次年度以降： 10名程度※×2回

※人数は想定。令和5年度以降は、人事異動による新たな担当者数(1/2程度)としている。

(2) 研修資料

上記(1)の研修で利用する研修マニュアルを作成し、対象人数分の部数の印刷を行うこと。なお、研修マニュアルは事前に発注者の承認を得ること。

(3) 研修環境

研修時には、研修用PC、研修用サーバ環境等、研修に必要な機器等の一式を準備すること。研修用の機器等を人数分準備することが困難な場合、最低でも2人で1台の台数を用意すること。

(4) 留意点

研修については対象職員に対して、十分理解できるように実施すること。なお、研修の効果を最大限に発揮するため、研修用PCにおいても、本番環境に近い状態で本システムを使用できるものとする。

10 導入に関する要件

(1) 導入時設定

受注者は、本システムの利用に必要なデータ移行及び利用者権限等の設定を実施すること。なお、受注者が利用者端末に対して行った作業により、利用者端末に予めインストールされていた既存システムに障害が発生した場合には、受注者の責において障害を解消すること。

(2) 紙管理を行っている図面等のデータ化

現在、以下のデータは紙管理となっている。本システム導入時にあわせてデータ化を行い、本システムから参照できること。データ化の対象は下表のとおり。なお、下表に示した件数は概算である。

名称	形状	件数	備考
各種図面	A1サイズ	約100枚	

(3) 運用テスト

ア 受注者において運用テストを実施すること。

イ 発注者が、運用テスト結果からシステム機能が本業務の仕様に適合しないと認められるときは、速やかに機能の見直しを行うこと。

ウ 利用開始後であっても、運用テスト不足と合理的に認められる場合には、必要な運用テストを実施すること。また、その結果、システム機能が本業務の仕様に適合しない事実が発見されたときは、速やかに、機能の見直しを行うこと。但し、機能の見直しにあたっては、稼働中のシステムの運用に最も影響の少ない方法をもって実施しなければならない。

(4) ユーザ受入テスト

発注者が指定する職員とともにユーザ受入れテストを実施すること。

11 データ移行要件

本市の有する「7 移行するデータ」及び「10(2) 紙管理を行っている図面等のデータ化」のデータについて、本システムへの取り込み作業を実施すること。

12 運用・保守に関する要件

(1) システム運用時間

本システムの運用時間は6時から23時とし、災害時は柔軟に対応できることとする。なお、本システムの保守等に要する時間は除くものとする。

(2) 運用要件定義

ア 問合せ対応業務

本システムの使用方法等に関する問合せに対し、電話又はメールでの対応を行うこと。なお、問合せ対応時間は、本市開庁日の8時30分～17時30分とする。

イ オンサイトサポート

障害発生時において、電話又はメールでの復旧対応が不可能な場合は、速やかに来庁し対応すること。

ウ リソース管理

1年間に1回以上、次の作業で本システムの稼働状況を確認し、年間運用作業報告書に記載すること。なお、本システムの安定的な運用のために、その他必要な作業があると考えられる場合には、提案すること。

(ア) HDDの使用量を確認する。

(イ) 統合用サーバの空き領域が不足とならないよう（例えば、不要となったデータの削除等）、必要なメンテナンスを行う。

(ウ) システムログ及びアクセスログについての機密性、可用性、完全性の観点から分析を行うこと。なお、本システムの各種ログを1年以上記録すること。

エ 報告等

(ア) 受注者は障害報告を発生ごとに随時行うとともに、月次の運用・保守報告を行うこと。報告内容は、進捗状況や工数実績、課題管理などポイントを押さえたものとする。議事録は受注者が作成し、会議後1週間以内に発注者に提出すること。

(イ) 受注者は、年間の利用状況や問合せ記録を年次報告として発注者に報告すること。月次報告をまとめたものに加え、利用状況の推移や課題、今後の利活用案について提案すること。

オ システム復元

復元作業は障害発生から24時間以内に完了するものとする。

カ セキュリティパッチ等への対応

本システムについて、受注者はサーバ等の機器について、使用するOSやソフトウェア等に対してセキュリティパッチがリリースされた場合には、速やかに本システムへの影響分析を実施した上で、適用すること。

キ 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイル

不正プログラム対策ソフトウェアの自動更新機能を用いて、パターンファイルの更新を行い最新の状態を維持すること。

(3) 保守要件定義

ア システム不具合対応

本業務履行中にシステム不具合が発見された場合、速やかに修正対象を特定し、本市と協議の上、修正作業を実施する。

不具合の修正により、概要設計書、詳細設計書、マニュアルに変更が生じる場合は、該当箇所を修正すること。

イ 不具合対応手順

不具合対応に際しては、受注者が用意した環境で修正作業を行うこと。修正作業完了後、本市に対して報告及び本番環境適用の許可を得て、本番環境への修正適用を行うこと。

ウ 予防保守

不調が予見される事象を発見した場合は、発注者と協議した上で、別途費用を要求することなく速やかに予防保守を実施すること。

エ 法改正への対応等

制度改正にあわせて本システムのバージョンアップ（機能アップデート、バグフィックス対応）を実施し、最新制度に対応したシステムを常に利用できるようにすること。このバージョンアップに係る費用は本契約に含むものとする。

オ 不正プログラムへの対応

ウイルスに感染した場合は、「広島市情報セキュリティポリシー」に従い、対応することとし、受注者において解決に向けて主体的な対応を行うこと。

カ 軽微な修正への対応

本システムの軽微な変更には無償で対応すること。

キ その他

その他保守サポートについて、無償による機能追加など有効な提案があれば併せて提案すること。

13 納品成果物

本業務における納品成果物は次表のとおりとする。受注者は提出時期に各成果物を提出する他、令和4年3月31日（木）までに成果物一式を紙及び電子媒体（CD等、正副2枚）を作成し納品すること。

なお、電子媒体による納品について、Microsoft Word 2016、同Excel 2016、同PowerPoint2016 で読み込み可能な形式、又はPDF形式で作成し納品すること。また、納品後、発注者において変更が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

納品成果物	提出時期
紙管理を行っている図面等の電子データ	本システム稼働前までに
実施計画書	契約締結後、速やかに
実施体制図	契約締結後、速やかに
実施スケジュール管理表	契約締結後、速やかに（内容は随時更新）
システム設計書	令和3年11月下旬
テスト計画書	令和4年2月下旬
テスト結果報告書	令和4年3月
システム操作マニュアル（本市本庁職員・各区維持管理課職員分）	研修の実施予定日から2週間程度前までに
運用・保守計画書	令和4年2月下旬
月次報告書	毎月10日頃
議事録	打合せや協議実施後、速やかに

14 プロジェクト管理

受注者は、業務を実施するに当たり、本契約締結後速やかに実施計画書、実施体制図及び実施スケジュール管理表を作成し、発注者の承認を得ること。

また、実施計画書で定める管理項目及び管理手法に従って、プロジェクトの進捗、課題管理及び品質管理状況等について適宜、発注者に対し報告を行うこと。なお、報告はWeb会議の利用も考慮すること。

プロジェクトの進捗の遅れや重要な課題が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、対応方針について協議すること。

15 業務の引継に関する事項

(1) 引継ぎ事項

受注者は、本業務に係る契約が満了し、又は解除されたときは、引き継ぐべき業務の内容の詳細を記録した業務引継書を作成し、発注者に提出するとともに、十分に説明を行うこと。

(2) データ移行支援

受注者は、発注者が事業を継続して遂行できるよう、移行業務を支援することとし、データ移行については、受注者側で費用負担の上、実施し、本業務の範囲内でシステム切り替えに協力するものとする。

16 スケジュール

本業務におけるスケジュール(予定)は以下のとおりとする。正式なスケジュールは契約締結後に協議の上、変更となる場合がある。

令和3年 9月下旬	契約、打合せ
10月下旬	調整事項確認完了
令和4年 2月	システム調整、適合改修
3月	テスト環境による調整、システム最終調整終了
4月	運用開始、研修開催

17 留意事項

(1) 情報セキュリティ等に関する認証資格

受注者は、プライバシーマーク又はISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)相当の認証を取得していること。また、提案時点において認証取得申請中の場合は、申請中であることが分かる書類等を発注者に提出の上、取得後に速やかに認証取得の旨を認定証の写しとともに報告すること。なお、認証が取得できなかった場合は当該要件を満たすことができなかつたとみなす。

(2) 利用環境

サーバの仮想環境及び端末の設定並びにファイアウォール機器の設置等については、行政経営部情報システム課の指示に従うこと。

(3) 再委託制限

受注者は業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得ること。

(4) 秘密保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報の取扱いに十分留意し、ほかに漏洩等が行われないようにすること。また、知り得た機器構成の内容、本システムの概要及びデータ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わる全ての事項については発注者の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後においても同様である。

(5) 情報セキュリティポリシーの遵守

受注者は発注者の情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守して業務を実施すること。

(6) 個人情報の取扱い

受注者は、業務上個人情報を取り扱うにあたり、別紙2「個人情報取扱特記事項」の定める事項に従って業務を行うものとする。

(7) その他留意事項

本仕様書に明記されていない事項でも、本システム等を適切に動作させるために当然備えるべき性能及び機能(構造)等については完備していることとする。

18 その他

(1) 受注者からの提案

本業務に付随して本市の現状を鑑み、本システムを導入した際に、追加費用なく別途提案できることがあれば提案すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項の協議

本仕様書に記載のない事項については、その都度、発注者と受注者双方が協議し決定するものとする。